

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で生活資金にお悩みの皆様へ

《緊急小口資金等の特例貸付制度のご案内》

★緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

貸付上限額：20万円以内

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

★総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

貸付上限額：(単身)月15万円以内

(二人以上)月20万円以内

貸付期間：原則3カ月以内

据置期間：1年以内

償還期限：10年以内

貸付利子・保証人：無利子・不要

※審査・決定機関は熊本県社会福祉協議会です。申請受付は八代市社協（八代市に住民票がある方）で行います。

下記のいずれかの方法でお申し込み下さい。

- ① 熊本県社協ホームページから申込書類をダウンロードして八代市社協へ郵送する。
- ② 電話で八代市社協へ申込書類を請求し、八代市社協へ郵送する。
- ③ 八代市社協の窓口へ行き、直接申し込む。

※ただし、総合支援資金の借入申込にあたっては、自立相談支援機関の支援を受けることに同意して頂く必要があります。

{借入申込に必要な物}

- 世帯全員が確認できる住民票（「世帯全員」「続柄」の記載必要。発行3カ月以内のもの）
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカードの写し

※詳しくは熊本県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

または、八代市社会福祉協議会までお問合せ下さい。

◆申請期限について・・・・・・・・・・ 令和4年9月末まで